このように、当別川流域では過去に何度も浸水被害が起きている一方、渇水期には河川の流量が著しく低下し、安定した取水が困難な状況であり、昭和60年、昭和61年、昭和63年、平成元年、平成６年及び平成19年には深刻な水不足のため、かんがい用水の取水を交代制とすること等を余儀なくされ、特に水稲の代かき期を中心に水不足に見舞われていることや、深水かんがい等の営農手法に必要な用水の確保ができないことから、安定した農業経営が阻害されている。

また、当別町の水道用水は、上水道及び簡易水道を合わせて、平成18年度には最大で7,182㎥／日を供給しているが、安定して取水できる水源として確保している水利権は1,681㎥／日に過ぎず、現在は本件事業による新たな水源の確保を前提とした、暫定豊水水利権による不安定取水に依存している状況にある。

さらに、当別町周辺の札幌市、石狩市及び小樽市も、それぞれ水道水源及び将来の水需要に問題を抱えている。札幌市では、産業等の集中及び水使用の実態から、将来においては水需要に対し供給可能な水源が不足すると予測されている。石狩市は自己水源である地下水では充分な供給ができず、需要に対する不足分を札幌市からの分水により補っているうえに、年々地下水位の低下が進行し、一部の地域で地盤沈下が発生していることや、海岸線に近いことから塩水化が懸念されている。石狩市に隣接する小樽市の石狩湾新港地区も、地下水を水道水源としていることから、同様の問題が発生しており、いずれも代替水源の確保が必要となっている。

このような状況に対し、河川管理者である北海道は、当別川における治水対策として、平成14年１月に、石狩川水系石狩川中流当別圏域（当別川・材木川）河川整備計画を策定し、年超過確率１／50規模の降雨を対象に、ダム地点における基本高水流量1,220㎥／秒のうち、760㎥／秒を本件事業により調節することとし、高水基準点「当別新橋」における計画高水流量を810㎥／秒とし、石狩川本川への配分流量を石狩川合流地点で850㎥／秒として浸水被害の軽減を図ることとしている。

一方、10年に１回程度起こり得る渇水時においても、流水の正常な機能の維持のため、低水基準点「茂平沢」において年間を通じて1.88㎥／秒、かんがい期間中は別途、代かき期（５／１～５／25）3.37㎥／秒、深水期（７／１～７／10）2.81㎥／秒及び普通期（５／26～６／30、７／11～８／31）2.32㎥／秒の流量を確保することとし、本件事業により当別町の農地3,153haに対し、最大取水量13.386㎥／秒、年間総取水量92,601,000㎥のかんがい用水を供給することとしている。

さらに、当別町、札幌市、石狩市及び小樽市は、石狩西部広域水道企業団から水道用水の供給を受けて水道事業の経営を行うこととしており、石狩西部広域水道企業団は、平成47年に予測される最大905,800㎥／日の需要に対し、不足する83,819㎥／日の水利を本件事業により新規に開発し、既存の当別町上水道及び簡易水道から本件事業に転換する水利1,681㎥／日を合わせて、85,500㎥／日（給水量77,800㎥／日）を確保し、安定的な水道用水の供給を図ることとしている。

本件事業は、これらに基づき、当別川に洪水調節、流水の正常な機能の維持並びにかんがい用水及び水道用水の確保を目的とした多目的ダムの建設工事を行うものであり、本件事業の完成により、基準点「当別新橋」地点での年超過確率１／50規模の洪水を防御するための洪水調節が可能となり、洪水時における水位を低下させ、当別川流域における浸水被害が軽減されることとなる。また、10年に１回程度起こり得る渇水時においても、流水の正常な機能の維持のために必要な流量を確保し、かんがい用水及び水道用水の安定的な取水に必要な水量を確保することが可能となる。これらのことから、本件事業は、流域住民の生命及び財産の安全の確保、景観や生態系の維持による良好な河川環境の保全、当別町の基幹産業である農業の経営安定化並びに当別町、札幌市、石狩市及び小樽市の上水道の安定的な供給に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境に与える影響について、起業者が「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月28日閣議決定）及び北海道環境影響評価条例（昭和53年北海道条例第29号）に基づき、平成５年４月に環境影響評価を実施したところ、水質及び景観について、いずれも環境基準等を満足すると評価されている。

また、起業者は、環境影響評価の実施後に新たに得られた知見を踏まえ、平成18年11月に工事期間中の騒音及び振動並びに水質、景観、人と自然との触れ合いの活動の場及び産業廃棄物について、環境影響の照査を行っており、水質以外の項目についてはいずれも環境基準等を満足すると評価されている。水質については工事期間中の濁水の発生及び水素イオン濃度の変化が予測されているが、濁水防止施設及びＰＨ調整施設を設置することにより、環境基準を満足すると評価されていることから、起業者はこれらの措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2)　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査によると、本件事業地及びその周辺において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の天然記念物であるマガン、ヒシクイ、オジロワシ、オオワシ、クマゲラ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ、オオタカ、ハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているチュウヒ、ウスリホオヒゲコウモリ、エゾホトケドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヨタカ、トモエガモ、スナヤツメ、ニホンザリガニ及びゴマシジミの生息が確認されている。また、植物では環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＡ類として掲載されているホソバドジョウツナギ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているバアソブ、サルメンエビネ及びホソバツルリンドウが確認されている。このうち、チュウヒを除く鳥類については、改変区域内で営巣が行われていないこと、周辺には同様の生息環境が広く残されていることから、影響は軽微であると評価されている。その他の動植物については、ゴマシジミを除き、本件事業がこれらの種の生息環境を改変する区域は限られており、周辺には同様の生息環境が広く残されていることから、影響は軽微であると評価されている。チュウヒについては、本件事業地内で営巣が確認されているが、起業者は専門家の指導・助言に基づき、周辺に残されている代替の営巣地となりうる環境を維持するとともに、工事の実施にあたっては、事前に調査を行い、営巣が確認された場合は、営巣期間中の周辺での工事を中止する等の保全措置をとることとしている。ゴマシジミについては、本件事業により生息環境である草地の大部分が消失することとなるが、起業者は専門家の指導・助言に基づき、食草等の移植による代替生息環境の創設を行うこととしている。さらに、起業者は、工事期間中のモニタリングを行い、専門家の指導・助言に基いて、必要に応じて追加で保全措置を講じることとしている。

また、本件事業地内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在せず、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は見受けられないが、起業者は工事の実施に伴い文化財が発見された際には、北海道教育委員会と協議し、記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。